

## 大子町広告掲載に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することにより、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報紙その他の印刷物

イ 町のホームページ

ウ ア及びイに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で町長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載し、又は掲出をする広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載し、又は掲出しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

(5) 宗教性があるもの

(6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

るもの

(11) 比較広告

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載し、又は掲出することが適当でないと思われられるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に係る基準は、別に定める。

( 広告掲載の優先順位 )

第4条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、第7条の規定による申込みの受付順とする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2) 第2順位 町民の日常生活に関連する公共的性格のある民間企業等で町内に事業所等を有するものの広告

(3) 第3順位 前号に掲げるもの以外の民間企業等で町内に事業所等を有するものの広告

(4) 第4順位 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載し、又は掲出することが適当と町長が認める者の広告

( 広告の規格等 )

第5条 広告の規格、掲載位置、枠数及び掲載期間並びに広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

2 町長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の作成及び募集に係る経費、類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

( 広告の募集方法 )

第6条 広告の募集は、原則公募とし、町の広報紙及びホームページにより行うものとする。

( 広告掲載の申込み )

第7条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿案、図面案等を添えて、町長に提出しなければならない。

( 広告掲載の決定 )

第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、第13条の委員会の議を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 町長は、前条第2項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）と当該広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告原稿等の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告の原稿等を町長が指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

2 広告の原稿等は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（広告掲載の取消し等）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載に関する契約を解除するものとする。

(1) 第3条の規定に該当することとなったとき。

(2) 広告主が第16条に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事件を起こしたとき。

(5) 広告主の倒産、解散等により広告を掲載し、又は掲出する必要がなくなったとき。

(6) 町の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

（広告審査委員会）

第13条 広告掲載の可否を審査するため、大子町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は総務課長をもって充てる。

4 委員は、企画課長、財政課長及び観光商工課長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

( 会議 )

第 1 4 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、委員会に付議すべき事案について持ち回りにより審査させることができる。

( 庶務 )

第 1 5 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

( 広告掲載料の納付 )

第 1 6 条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

( 広告掲載料の還付 )

第 1 7 条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 広告を掲載した物品等の受入れ )

第 1 8 条 町長は、広告を掲載した物品等の寄贈の申入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第 3 条の規定に該当しないと認められるときは、当該寄贈を受けすることができる。

( 委任 )

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

広告掲載申込書

年 月 日

大子町長 様

申込者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号  
(個人にあつては、住所及び氏名)

広告掲載を希望するので、大子町広告掲載に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体の名称		
広告の規格		
希望掲載位置		
希望枠数		
希望掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
広告の内容		
リンク先ホームページアドレス	http://	
法人等の概要		
担当者連絡先	部署・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

大子町広告掲載に関する要綱及び大子町広告掲載基準の規定を遵守します。

大子町が当社（私）の町税等の納付状況について、調査することに同意します。

広告の内容に関する一切の責任を負います。

年 月 日

様

大子町長

印

広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について，大子町広告掲載に関する要綱第 8 条の規定により，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定する

広告媒体の名称	
掲 載 位 置	
枠 数	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 掲 載 料	円

2 却下する

理由